

居宅介護支援重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 : 045-910-0154

ファックス: 045-912-3610

担 当 : 介護支援専門員

2 「医療法人健水会 指定居宅介護支援事業所」の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名: ケアマネステーション あすなる

所在地: 神奈川県横浜市都筑区荏田南町4-2-47

サービス提供地域: 横浜市港北区 都筑区 青葉区

川崎市中原区 宮前区 (有馬6～9丁目 東有馬3～5丁目)

事業所番号: 1473801262

併設サービス

通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション・短期入所療養介護・入所施設

(2) 当事業所の職員体制

介護支援専門員 3名 (内1名は管理者と常勤兼務・内2名は常勤専従)

事務員(常勤) 1名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(祝日・土曜日・日曜日 訪問等対応可)

8時30分～17時30分 (緊急時24時間電話対応)

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ・ 初回相談実施する。業務内容等の説明をする。
- ・ 申請等の説明をして代行申請の希望があれば行う。
- ・ 居宅介護支援契約を締結する。
- ・ 居宅サービス契約作成依頼届出書を役所の窓口に提出する。
- ・ ご利用者様にアセスメント(生活課題分析)を実施し、ご利用者様やご家族の意見を踏まえて居宅サービス計画原案作成する。
- ・ サービス担当者会議を開き、居宅サービス計画原案を検討する。
- ・ ご利用者様やご家族の居宅サービス計画案に同意を頂き、居宅サービス計画を確定する。
- ・ 居宅サービス計画に基づいてサービス提供する。
- ・ 定期的・継続的にモニタリング(経過観察)し、居宅サービス計画の継続・変更を検討する。
- ・ 定期的あるいは必要に応じて、再アセスメントの実施、サービス担当者会議を開き、居宅サービス計画の変更等考慮する。

<業務内容>

- ・ 居宅サービスの作成と評価
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ サービス調整
- ・ その他介護に関する相談

4 サービスの終了

- (1) 利用者様のご都合でサービス終了する場合
文書でお申し出ください。いつでも終了できます。
- (2) 当事業所の都合で終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。
- (3) 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に終了致します。
 - ・利用者様が介護保険施設等に入所となった場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様が非該当になられた場合
 - ・利用者様がお亡くなりになった場合
- (4) その他
利用者様またはご家族が当事業所介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- (1) 運営方針
 - ① 介護支援専門員は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るように、ご利用者様の立場にたつて援助を行います。
 - ② 事業の実施にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、ご利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整致します。その際、ご利用者様又はご家族様は介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
 - ③ 当事業所における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は「介護サービス情報公表システム」にて公表しています。
 - ④ 利用者様から選択していただいたサービスと解決すべき課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成致します。その際、サービス計画書原案に位置付けた事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。
 - ⑤ 事業の実施にあたっては、関係市町村区、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を図っていきます。
 - ⑥ 入院時におきましては、入院先医療機関との早期からの連携を図る目的から担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、入院先医療機関に提供していただきますようご協力をお願い致します。
- (2) サービスの質の向上
サービスの質の向上を図るために、研修会等へ積極的に参加し研鑽します。
(採用時研修：採用後2か月以内 継続研修：年2回)

6 事故発生の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、御家族、当該利用者様に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

7 サービス内容に関する苦情

- ・居宅介護支援事業所ケアマネステーションあすなろ苦情・相談窓口
担当管理者： 氏原 真弓
電話番号：045（910）0154

下記の相談窓口にも相談できます

- ・都筑区苦情・相談窓口
担当課：高齢・障害支援課
電話番号：045（948）2313
- ・国保連合会苦情・相談窓口
担当：介護保険課介護苦情相談係
電話番号：045（329）3447
- ・港北区苦情・相談窓口
担当課：高齢者支援担当
電話番号：045（540）2325
- ・横浜市（本庁）苦情・相談窓口
担当：介護事業指導課
電話番号：045（671）2356
- ・青葉区苦情・相談窓口
担当課：高齢者支援担当
電話番号：045（978）2479

8 個人情報の取り扱い

個人情報の収集は、居宅サービス提供にあたって、利用目的の範囲を説明し、同意を得た上でお尋ね致します。

- (1) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において、適切に使用します。
- (2) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供する事はいたしません。個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託が適正に管理がなされるように監督いたします。

9 秘密保持

介護支援専門員およびその他の事業者職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様および御家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は事業者職員でなくなった後においても同様です。

10 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置 【虐待防止に関する担当者：氏原 真弓】

11 身体拘束の適正化に関する事項

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行なわないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

